

## 2 監事の意見書

農業災害補償法第40条第1項の規定により平成28年5月16日理事より提出された平成27年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案（不足金処理案）の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

平成28年5月27日

奈良県農業共済組合連合会

代表監事 堀内 成信

監事 池田 義輝